

議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年5月11日 午前10時～午前10時56分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	佃 昌樹	委員	小田原 勇次郎
委員	川添 公貴	委員	森 満 晃
委員	中島 由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一 誠

○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊郎		
総務課長	田代 健一	観光・スポーツ対策監	古川 英利
文書法制室長	堀ノ内 孝		
財政課長	今井 功司	議会事務局長	田上 正洋
		議事調査課長	道場 益男
市民福祉部長	春田 修一		

○事務局職員

事務局長	田上 正洋	主幹兼管理調査グループ長	久保 淳一
議事調査課長	道場 益男	主 幹	久米 道秋
課長代理	茶圓 勝久	議事グループ員	柳 裕子
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健一		

○審査事件等

- 1 次期定例会の会期及び会期日程（案）について
 - 2 タブレット端末の検討について
 - 3 各種団体との意見交換会の実施要領について
 - 4 一般質問（個人質問）の所要時間について
 - 5 会派室の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めます。

ここで、1名の方から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において随時許可します。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（上野一誠）それでは皆さん、大変御苦労さまでございます。新年度を迎えて、いろいろ、それぞれ議員各位にも、総会とかいろんなイベント等含めて御案内があったらと思うんですが、一応、議会のほうにいろいろ案内があった件につきましては、正副議長を軸にして、また事務局長、委員長等に、御協力をいただきながら対応しているところです。

本日の議題につきましては、そこにお示ししてありますとおり、次期定例会の会期及び会期日程等を軸に、ひとつ御協力をお願いしたいということで議会運営委員会の開催をお願いいたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。

△次期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（大田黒 博）まず、次期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題といたします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。資料1、平成27年第2回市議会定例会会期及び会期日程（案）をごらんください。

次期定例会の会期は、6月11日から7月3日までの23日間としてはいかがと考えます。3月にお示ししておりました年間スケジュールでは、6月10日開会としておりましたが、当日に全国市長会総会が東京で開催されることとなりましたので、開会日を1日おくらせてはと考えます。

このため、会期日程は、6月11日の本会議で

付託事件等審査結果報告、議案説明及び一部議案審議を行い、翌12日の午後3時を質問通告締め切りとし、6月19日及び22日の本会議では総括質疑並びに一般質問を行い、23日の本会議では総括質疑並びに一般質問、その後、議案説明及び議案等付託、25日に建設水道委員会と市民福祉委員会を、26日に企画経済委員会と総務文教委員会を開催願ひ、29日は委員会予備日とし、7月3日の本会議において付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはいかがかと考えます。

したがいまして、初日の本会議と質問通告締め切り日が1日おくれることとなりますが、19日以降の本会議委員会開催日等の日程につきましては変更ございません。

なお、今後の議運の開催予定ですが、中日の議運を6月22日の本会議終了後に、最終日の議運を7月3日の午前9時から、それぞれ計画しているところでございます。

最後に、各会派ごとの質問者数につきまして、後日照会をさせていただきますので、会派内で御協議の上、回答を下さるようお願いいたします。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○議長（上野一誠）この11日開会は市長から申し出があつて、最初は10日という日程調整で、これまでお示ししたとおりなんです、どうしても市長会等の関係で、1日おくらせてほしいという申し出がありました。

そこで、あとは全部、これまでお示した内容と一緒になんです、ただ、12日に一般質問の通告締め切りが3時というふうになっておりますので、できたら――聞き取りを、初日やられる方、12日にやられる方あると思いますが、できたら、12日に聞き取りは終わらせてもらえたらありがたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解を。質問者の皆さんには、各会派でお願いしていただけたらというふうに思います。

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、次期定例会の会期及び会期日程

(案)については説明のとおりとすることで御了承願います。

以上で、次期定例会の会期及び会期日程(案)についての審査を終了します。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時 5分休憩

~~~~~

午前10時22分開議

~~~~~

**○委員長(大田黒 博)** ここで本会議に戻します。

△タブレット端末の検討について

**○委員長(大田黒 博)** 次に、タブレット端末の検討についてを議題とします。

まず、事務局に説明を求めます。

**○議事調査課長(道場益男)** それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

タブレット端末の検討についてですが、3月の議運で御協議いただきまして、今後、勉強会なり検討を進めていくこととなっておりますことから、今回、スケジュール等について整理をしたところでございます。

1にありますとおり今年度の目標といたしましては、問題点の洗い出しと解決策の整理を行い、タブレット端末の利用目的を明らかにするといったところまでとしてはということでございます。

具体的な取り組みといたしましては、2に三つ上げております勉強会、当局の意見徴収、先進地視察などでございます。

(1)の勉強会につきましては、自治体向けセミナーの開催実績のございます情報通信業者のほうをお招きして、全議員を対象にした勉強会を複数回開催してはというものでございます。

別添の冊子のほうに、セミナーのサンプルを添付してございます。これが、他市でされたようなサンプルでございます。本日はこちらのほうの説明は省略させていただきますけれども、こちらに書かれている内容といたしましては、タブレットの概要また導入事例、導入経費などといったような内容が記載されているところでございます。

勉強会の当日は、タブレットのデモンストレーションも行ってはということで予定しているところでございます。

次の(2)の当局の意見聴取につきましては、タブレットに関します当局の考え方、また執行部での活用範囲等について、議運において関係課の意見聴取を行ってはというものでございます。

それから、(3)の先進地といたしましては、県外・県内、既にタブレットを幾つか導入している議会もございまして、利活用の実態等を視察してはというものでございます。県内では、霧島市のほうで電子採決などの活用がされているところでございます。

裏面をごらんいただきたいと思いますが、検討スケジュールの案でございます。平成27年度でございますけれども、勉強会につきましては、全議員を対象といたしまして6月定例会終了後の7月に1回目を、それから2回目は9月定例会終了後の10月から11月に、1回目とは別の業者から説明を受けるとしてございます。

それから、当局の意見聴取と先進地視察につきましては、議会運営に関することもございまして、また、会派の代表の皆様もそろっていらっしゃるということで、議運で実施してはとしてございませぬ。

当局の意見聴取につきましては、1回目の勉強会が終わった7月に聴取を、1回目行い、9月定例会中の議運を利用いたしまして2回目を実施するとしてございます。

先進地視察につきましては、8月までに視察先を選定し、10、11月に実施してはしてございます。

また、これらに合わせまして、会派や議員個人におかれましては、自主的にタブレットの研究を行っていただく機会もあるというようなことも想定いたしまして、そのことについて右側に書いてあるところでございます。

年明けでございますが、1月から3月にかけては、タブレットの利用目的を整理する期間としてでございます。平成28年度に入りましたら、これら整理をいたしました利用目的に応じた使用や導入経費、費用負担の検討などを行い、10月までには導入の可否について総合的に判断を行ってはというぐあいに、スケジュールを整理したところでございます。

導入方針が決まりましたら、議運のほうにおいて運用ルールを整理していただくとともに、事務局のほうでは予算要求ほか財務上の手続、関係課の調整等に入るというようなことで整理をしたと

ころでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありました。質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、タブレット端末の検討については説明のとおりとすることで御了承いたします。

以上で、タブレット端末の検討についてを終わります。

---

△各種団体との意見交換会の実施要領について

○委員長（大田黒 博）次に、各種団体との意見交換会の実施要領についてを議題といたします。

まず、事務局に資料の説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）資料3をごらんいただきたいと思います。意見交換会実施要領に追加いたします各種団体との意見交換会の案でございます。

別添には、参考資料といたしまして意見交換会全体の実施要領（案）をお示してございます。別添のほう、1ページから2ページに地区コミ単位の意見交換会、それから3ページから4ページにかけては公募による意見交換会、それから最後、4ページの中段以降に各種団体との意見交換会というような構成となっております。

各種団体の意見交換会につきましては、実施の方向で、既に了解いただいておりますけれども、今回は、実施要領という形で御確認をいただくものでございます。前回からの説明から、多少時間も経過しておりますので、簡単ではございますが、資料3、説明をさせていただきたいと思います。

まず、各種団体との意見交換会の概要でございますけれども、資料3の（1）に書いてあるとおりでございます。

次に、開催を依頼する団体につきましては、正副議長で調整し、議会運営委員会で決定するとしてございます。班編成につきましては、公募による意見交換会で編成した班と同じ班とし、開催時期につきましては、（4）アで、議会運営委員会において定めるとしてございます。

今回は、四角の枠外の米印に書いてありますと

おり、本年7月中旬から来年の7月までということで御協議をいただいているところでございます。

（4）イでは、意見交換会は、閉会中に開催することを規定しております。一つの閉会期間中に、おおむね各班1団体を目安に開催の調整をすることとしております。ただし書きでは、公募による意見交換会の対応状況も考慮するといったようなことも規定しているところでございます。

開催までの手続といたしましては、（5）で対応される班において、団体のほうと開催日時、開催場所、テーマ等を調整していただき、それが整い次第、イにございますとおり、班の代表者から内容を議長に報告いただき、議長名で依頼文書を送付するという流れとなります。

意見交換会の運営等につきましては、（6）に書いてございますが、公募による意見交換会に準ずるとしてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありました。質疑、意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、各種団体との意見交換会の実施要領については資料のとおりとすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議がありませんので、そのように決定しました。

以上で、各種団体との意見交換会の実施要項についてを終わります。

---

△一般質問（個人質問）の所要時間について

○委員長（大田黒 博）次に、一般質問（個人質問）の所要時間についてを議題といたします。

まず、議長から説明があります。

○議長（上野一誠）これまで、議会運営委員会でも、個人の持ち時間35分を、もうちょっと上げてはとか、あるいは答弁を含めて1時間にしてはどうかとか、いろんな御意見がありました。

それで、これを、もう整理をする意味で、これまで平成24年12月定例会から、ずっとこういう形で、定例会ごとに持ち時間を含めて、大体ど

のような時間の割合がかかっているのかということで整理をしたものです。

したがって、この内容について、また事務局で説明をさせますが、結論的には、おおむね現体制をとったほうが、質問をする議会側からにとっては効率的なのかなという結論の中の資料としていただけたいと思います。

それでは、事務局のほうで説明をさせたいと思います。

○**議事調査課長（道場益男）** 資料4でございます。A3の三つ折りでございますが、平成24年12月定例会から、本年の3月定例会までの10定例会分の個人質問に係る所要時間を集計した資料でございます。先ほど議長からございましたが、以前に、個人質問に係る質問時間等について検討した際に、使いました資料を若干加工してございます。

表の左端に番号を振ってございますけれども、⑧の行でございますが、答弁時間を含めての個人質問に要します平均時間でございます。おおむね1時間前後という形で整理できるようでございます。

それから、個人別に見てまいりますと②の行になりますけれども、例えば平成24年12月定例会では、1日目に1時間13分とか2日目に1時間22分とか、かかっているケースもございます。

この表中にゴシック体でアンダーラインを引いた箇所が、1時間を超える部分でございます。平均1時間としますと、この平均時間の1時間を超えた時間の累計というのが⑥の行で、1日ごとに集計してございます。本会議の終了時間等の関係で、16分とか35分とか影響が出てきている部分なのかなというふうに思っているところでございます。

改選後の傾向につきましては以上のようなところでございます。よろしくお願いたします。

○**委員長（大田黒 博）** ただいま説明がありました。質疑、意見は何かございますか。

○**議長（上野一誠）** 当局には、答弁を明快に、簡潔に求めておりますので、そういう意味では、議員の持つ35分の時間の持ち時間が有効に使われるように。結論を言うと、こういう状況から見ると、答弁を含めて、あるいはこの時間帯を見ると、現段階の体制を議会側が持ってたほうが、議会的には、表現は悪いですが、よりというわけじ

ゃないですが、そっちのほうが、まだいいのかなというような判断をしてございますので。議題的には、これまでの御意見があったものを、一応、こういう資料でお示しをしたということで。現状はこういうことかということ、きょうの段階は御理解いただいたらというふうに思います。

参考にする資料として、していただいたらありがたいと思います。

○**委員長（大田黒 博）** 皆さん方から、何かございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（大田黒 博）** それでは、一般質問（個人質問）の所要時間についてを終わります。

△会派室の取扱いについて

○**委員長（大田黒 博）** 次に、会派室の取扱いについてを議題といたします。

まず、議長から説明をお願いします。

○**議長（上野一誠）** さきの議会において、議会の会派の構成が変わりました。それで、議会運営委員会の中で会派の取り扱いをお願いしていただきましたので、るる検討をいただいた結果、新創会の部屋、これは、むつみ会さんにも御協力をいただきました。入れかえて、むつみ会さんが翔志会のほうに移っていただいて、新創会がむつみ会の部屋に入るということで、先般、引越しというか会派の入れかえが終わりましたので、一応、御報告事項として申し上げておきます。

○**委員長（大田黒 博）** それでは、事務局から。

○**議事調査課長（道場益男）** 資料5の説明をさせていただきますと思います。先ほど議長からございましたとおり、会派の移動に伴います会派室についてでございますが、むつみ会と新創会の調整が整いまして、別添のと通りの配置表という形でお示ししてございます。

上の図は庁舎の東側の別館となりますが、図右側から薩摩自民の会、むつみ会、市民連合、新創会、薩摩爽風会の順となっております。無所属と書いてある部屋には会派に属されない井上議員が変わらずということでございます。下のほうの図で、議会事務局の隣でございますが、公明党の場所は変わらずということでございます。1会派のみでございます。予備室が二室出てまいります。

むつみ会と新創会のお部屋の移動につきましては、4月の下旬に済んでいるところでございます。

あと、薩摩爽風会さんの部屋に余りの机、椅子の  
ほうがございますので、また日程のほうを調整さ  
せていただいて、こちらのほうは、予備室の部屋  
へ移動させたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（大田黒 博） 皆さん方から何かござ  
いますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博） 質疑はないと認めます。

それでは、会派室については説明のとおり取り  
扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、  
説明のとおり取り扱うことに決定しました。

以上で会派室の取扱いについてを終わります。

それでは、ここで協議会に切りかえて情報公開  
調査委員会を開催します。

~~~~~

午前10時37分休憩

~~~~~

午前10時56分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博） ここで本会議に戻しま
す。

△閉 会

○委員長（大田黒 博） 以上で、議会運営委員
会を閉会したいと思います。御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、
以上で議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 大田 黒 博